

過疎地域における規制緩和について

令和元年11月26日

令和元年度第5回過疎問題懇談会

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

⑧ 過疎地域の実情を踏まえた規制(技術的基準)の見直し

近年、交通の分野における自家用有償旅客運送制度(平成18年創設)や貨客混載制度(平成29年創設)、消防・救急の分野における准救急隊員制度(平成29年創設)など、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制(技術的基準)の見直しを行う事例が現れてきている。

過疎地域は、様々なサービス等の取扱量が小さく民間企業によるサービスが提供されにくい、専門的な人材が確保しづらいといった課題がある一方、都市部と比較して公共部門と民間部門の垣根が低い、地域コミュニティのつながりが強く地域がまとまりやすいといった特長を有しており、都市部を想定した社会的・経済的規制(技術的基準)について、これを柔軟に取り扱う余地があるものと考えられる。

具体的な検討対象を提示できる段階ではないが、今後、新たな過疎対策として、過疎地域の実情を踏まえた規制(技術的基準)の見直しを検討することが重要である。

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

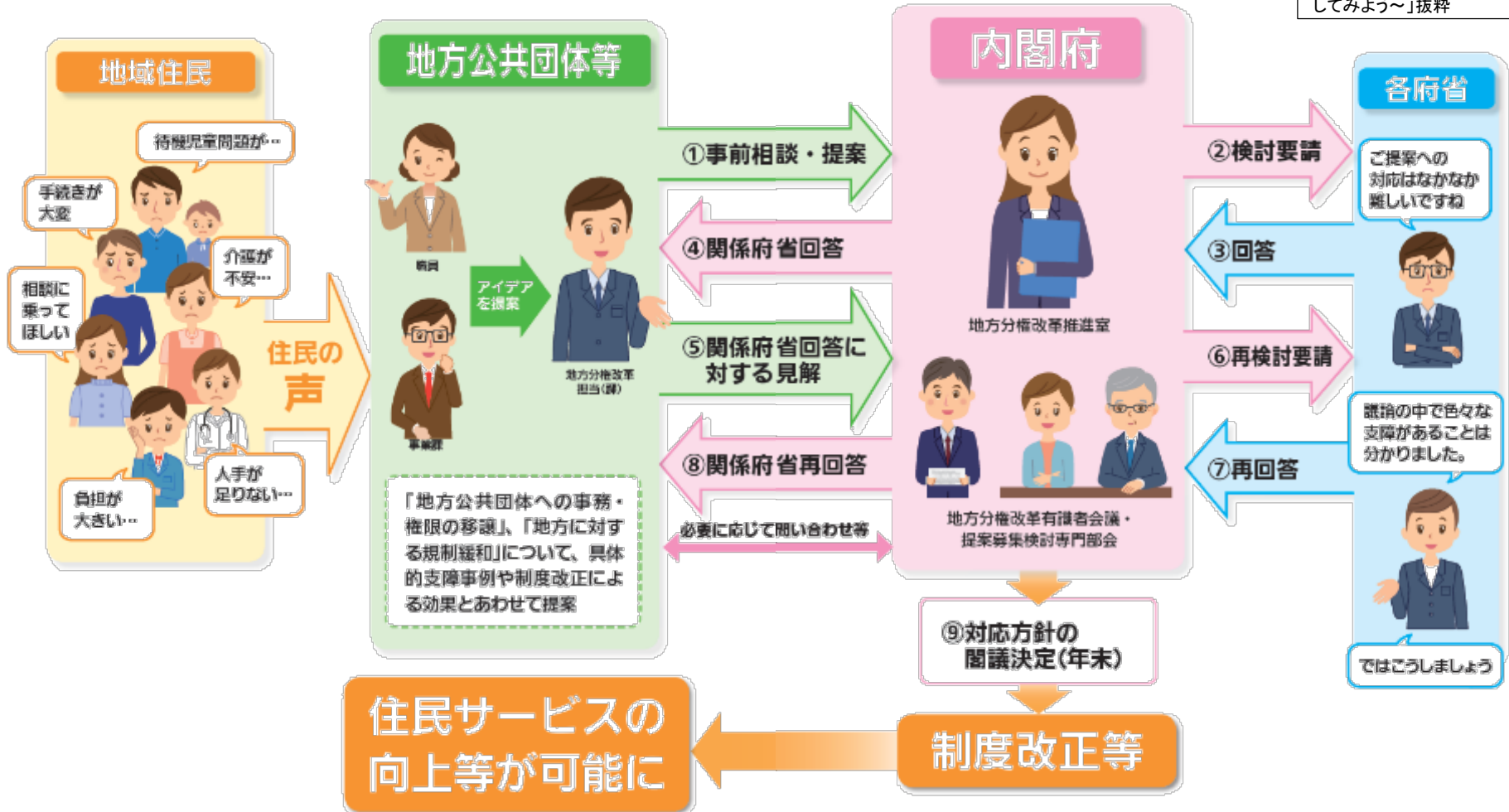
(5) 支援制度のあり方

④ 規制(技術的基準)の見直し

過疎地域の実情を踏まえた規制(技術的基準)の見直しについて検討を進めていくことが考えられ、具体的な内容について引き続き議論する必要がある。

提案募集方式の概要

内閣府地方分権改革推進室「あなた
の声で日本の法律・制度が変わる！
～地域の課題を提案募集方式で解決
してみよう～」抜粋



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し
→自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し
→自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

地方分権改革・提案募集方式による過疎地域の実情を踏まえた規制緩和の事例

募集年度	提案事項	提案内容	成果
H27	救急隊編成基準の特例拡大	救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで、救急隊員3名ではなく2名で救急業務を実施できるようにする。	救急隊の編成について、平成29年度から過疎地域等において救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員1人以上をもって編成することができることとした。
H29	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	過疎地域等において、貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業について、平成29年9月1日から許可の申請を受け付けを開始した。
H29	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域の小規模校においては、放課後児童支援員2名ではなく1名で放課後児童クラブを実施可能とする。	令和2年度から放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とした。
H30	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和	薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるようにする。	平成31年3月20日に、「へき地における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合において、当該地域に所在する薬局の営業時間外に、当該薬局の管理者が他の薬局に勤務する場合」を兼務許可の例示として通知した。

出典:「地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況」(内閣府)を一部加工

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）【概要】

内閣府地方分権改革推進室「第39回
地方分権改革有識者会議・第104回提
案募集検討専門部会合同会議」
(R1.11.12)資料2-1

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を令和2年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 対応状況 ※精査中

- 令和元年の提案301件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、182件について内閣府と関係府省との間で調整。

提案の趣旨を 踏まえ対応	現行規定で 対応可能	小計 (A)	実現できな かったもの (B)	合計 (C) = (A+B)	その他 ※
141	19	160	18	178	4

※ 第1次回答までに支障が解消された旨等が提案団体から示されたもの

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）における主な案件

内閣府地方分権改革推進室「第39回
地方分権改革有識者会議・第104回提
案募集検討専門部会合同会議」
(R1.11.12)資料2-1を一部加工

1. 地方創生・まちづくりー機動的かつ柔軟な地域づくりー

【土地利用】

- ・森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し
- ・町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

【空家対策】

- ・特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化
- ・所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進

【地域交通】

- ・乗用タクシーの営業区域の変更に係る協議手続きの明確化
- ・乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大

【安心・安全な暮らしのための災害対策】

- ・災害に係る住家の被害認定における混構造住家の判定方法の明確化
- ・地方公共団体の災害時における支出方法の運用改善

【地域におけるイノベーション創出】

- ・試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲への出資の追加

3. 地方分権改革の取組強化等ー国・地方の役割分担ー

【権限の移譲】

- ・軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止

2. 子育て・医療・福祉ー地域の実情に合わせたサービス提供ー

【子育て支援の充実】

- ・里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化
- ・病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件の緩和
- ・社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和

【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの提供】

- ・居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長
- ・へき地の公立病院が看護師等の派遣を受けることを可能とする見直し

【子育て・福祉サービス提供の円滑化】

- ・特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大
- ・介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し

4. 各種手続や行政サービスの効率化

【手続の効率化・円滑化】

- ・生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し
- ・医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化

【マイナンバー】

- ・身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付けの廃止

過疎地域の実情を踏まえた規制の見直しに関する調査（調査概要）

調査概要

- 調査名：「過疎地域の実情を踏まえた規制の見直しに関する調査（照会）」
- 調査主体：総務省自治行政局過疎対策室
- 調査時期：令和元年7月18日～8月23日
- 調査対象：全過疎関係市町村（817団体）及び全都道府県
- 調査方法：都道府県へメールで調査票を送付。
過疎関係市町村へは、都道府県に依頼し、都道府県から該当団体へ調査票を送付。都道府県において取りまとめの上、メールで回収。

取りまとめ状況

- 過疎関係市町村：817市町村
- 都道府県：47都道府県
- 集計方法：過疎関係市町村及び都道府県からの回答を集計。

過疎地域の実情を踏まえた規制の見直しに関する調査結果

都道府県

<規制緩和に関するもの> 合計7件

政策分野	視点			合計
	人員の配置基準等の見直し	施設等の基準の見直し	許可の基準の見直し	
医療・福祉	3	—	—	3
環境・衛生	1	—	—	1
運輸・交通	—	—	3	3
	4	—	3	7

<意見の例>

- 水道法では、水道技術管理者の資格について、簡易水道(実務経験5年以上等)と上水道(実務経験10年以上等)で区別しているが、簡易水道の上水道への統合を進める中、専門人材の確保が難しくなっている。このため、水道技術管理者の資格を簡易水道と同様の基準に緩和してほしい。
- 自家用有償旅客運送制度に基づきコミュニティバス等を運行しているが、普通自動車運転免許で運転できる車両の乗車定員は10人以下とされている。一方、ワゴン型乗用車の中には、14人乗りのものがあり、普通自動車免許で14人乗りが運転できれば効率的な運行が可能。過疎地域では、運転手の確保が困難になっていることから、乗車定員の要件を、10人以下から14人以下に緩和してほしい。

※ このほか、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)における主な案件」のうち、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長、へき地の公立病院が看護師等の派遣を受けることを可能とする見直しについての意見あり。

<補助の要件に関するもの> 合計6件

市町村

<規制緩和に関するもの> 合計39件

政策分野	視点			合計
	人員の配置基準等の見直し	施設等の基準の見直し	許可の基準の見直し	
土地利用・農地	—	—	6	6
医療・福祉	8	2	2	12
教育・文化	—	—	3	3
環境・衛生	—	—	1	1
産業振興	—	—	1	1
消防・防災・安全	1	1	—	2
土木・建築	—	1	1	2
運輸・交通	—	—	10	10
その他	—	—	2	2
	9	4	26	39

<意見の例>

- 自家用車による貨物の有償運送は年末年始及び夏季等の繁忙期に限定されているが、過疎地域においては年間を通して認めてほしい。
- 自家用有償運送を行える団体は一般社団法人・一般財団法人等に限定されているが、地域課題の解決を行う株式会社を追加してほしい。
- 学校施設の用途を不特定多数が出入りする施設に転用した場合、建築基準法上の規制から、新たに排煙設備等の設置が必要となる。廃校利活用を推進するため、学校施設を火気の使用を制約した施設に転用した場合には同規制を緩和してほしい。

※ このほか、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長についての意見あり。

<補助の要件に関するもの> 合計9件

地方団体の研究会提言における規制緩和に関する記述の例

過疎地域の将来に向けた北海道の考え方（R元. 11月 北海道過疎地域を考える懇話会）（抜粋）

4 具体的な支援制度の充実強化

(1) 規制緩和措置の新設

過疎地域における人手不足対策、交通の利便性・効率性向上、官民連携等の推進に当たっては、今後、現行制度では運用に支障が生じる場合が想定されることから、過疎地域の実態に即して、柔軟に規制緩和が図られるよう、適時に規制緩和に向けた意見を取り入れる仕組みが求められる。

<例示>

- ① 過疎地域では人口減少等により専門人材の確保等が難しく、全国一律の条件による対応が難しい場合もあることから、事業の目的や質の確保に支障が生じない範囲において、資格者の配置基準の緩和など一定の規制緩和を図ることが必要である。
- ② 過疎地域には統廃合で未利用の建物が多数存在するが、多額の解体費を要することから、解体されずに放置されている。未利用施設の有効利用を図る観点から、公立学校施設整備費補助金等により整備した建物の財産処分の承認基準を緩和するなど、規制緩和を図ることが必要である。

過疎地域自立促進特別措置法失効後の地域振興対策（R元. 10月 山口県過疎地域対策協議会）（抜粋）

Ⅲ 今後の過疎対策に向けて

4 参考 研究会での意見や検討事項

(1) 規制緩和について

過疎地域を含む中山間地域では、担い手不足が深刻な状況にあり、全国一律に課せられている規制について、その趣旨、目的等を十分に勘案し、可能な限り緩和を図っていく必要がある。

当研究会においても、過疎地域等において緩和が必要な規制について意見交換を行い、医療や生活交通、土地利用などについて意見が出された。例えば、医療については、既に内閣府の提案募集方式を通じて萩市が規制緩和を求めた管理薬剤師の兼務禁止について報告があった。これは、萩市田万川地域において、平成28年に国民健康保険診療所を開設し週2日の診療を開始したが、隣接の民間薬局が週2日の営業では経営が成り立たず、やむなく撤退という状況となったことから、へき地等の薬剤師の確保が困難な地域では、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう要件を緩和されたい旨要望し、平成30年度末に認められたものである。

また、生活交通については、公共交通空白地有償運送では、株式会社等の営利法人は当該運送主体として認められていないことから、営利法人となることを選択した地域運営組織は運送主体となることができない。地域自らが収益事業や生活関連サービスを行っていくという流れの中、地域運営組織が実施する場合には、組織の法人形態が営利法人であっても運送主体となれるような対応が求められる。

加えて、過疎地域等の条件不利地域での担い手不足への対策として、副業を促進することが重要であり、特に、地域における主要な労働力である地方公務員の副業規制の緩和等も検討することが考えられる。

ご議論いただきたい内容（過疎地域における規制緩和について）

- 地方分権改革・提案募集制度を活用して、過疎地域における規制緩和が進められてきている。
過疎地域における規制緩和に関して、地方分権改革・提案募集制度の活用のあり方などについて、ご議論いただきたい。